公害防止条例
昭和四十六年三月十八日
宮城県条例第十二号
改正
昭和56年12月25日条例第35号
平成6年3月29日条例第13号
平成7年7月12日条例第34号
平成11年12月21日条例第58号
平成12年3月28日条例第28号
平成12年12月20日条例第136号
平成14年3月27日条例第20号
平成15年3月20日条例第20号
平成17年3月25日条例第37号
平成17年7月14日条例第102号
平成17年12月22日条例第170号
平成18年3月23日条例第19号
平成18年3月23日条例第21号
平成19年3月20日条例第26号
平成19年12月18日条例第101号
平成19年12月18日条例第102号
公害防止条例をここに公布する。
公害防止条例
公害防止条例(昭和四十年宮城県条例第２５号)の全部を改正する。

目次
第一章　総則(第一条―第六条)
第二章　公害の防止に関する基本的施策(第七条―第十四条)
第三章　特定施設又は特定事業場に関する規制
第一節　規制基準(第十五条・第十六条)
第二節　大気の汚染に関する規制(第十七条―第二十五条)
第三節　水質の汚濁に関する規制(第二十六条―第三十四条)
第四節　騒音及び振動に関する規制(第三十五条―第四十二条)
第五節　悪臭に関する規制(第四十三条―第五十条)
第四章　地下水の採取に関する規制(第五十一条―第六十条)
第五章　都市型及び生活型公害等の抑制
第一節　深夜営業騒音に関する規制(第六十一条―第六十四条)
第二節　屋外燃焼行為の制限等(第六十五条―第七十一条)
第六章　雑則(第七十二条―第七十三条)
第七章　罰則(第七十四条―第七十七条)
附則

第一章　総則
(目的)
第一条　この条例は、環境基本条例(平成七年宮城県条例第十六号)の理念にのつとり、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策を総合的かつ計画的に推進し、もつて県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。
(平七条例三四・一部改正)
(定義)
第二条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
2　この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭を著しく発生し、若しくは排出し、又は飛散させるおそれのあるもので規則で定めるものをいう。
3　この条例において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
4　この条例において「規制基準」とは、発生し、若しくは飛散し、又は排出されるばい煙、粉じん、排出水、騒音、振動又は悪臭の量、濃度又は程度の許容限度をいう。
(平七条例三四・一部改正)
(県の責務)

第三条　県は、主として広域にわたる公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。
2　県は、市町村の公害の防止に関する施策の総合調整に当たるとともに、市町村の施策が十分に実施されるように支援するものとする。
（平七条例三四・一部改正）
第四条　削除
（平一一条例五八）
（事業者の責務）
第五条　事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
2　事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。
（平七条例三四・一部改正）
（県民の責務）
第六条　県民は、公害を発生させないように努めるとともに、県又は市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
（平七条例三四・一部改正）
第二章　公害の防止に関する基本的施策
（平七条例三四・改称）
（地域開発施策等における公害防止の配慮）
第七条　知事は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたつては、公害の防止について配慮しなければならない。
（監視等の実施）
第八条　知事は、公害の防止のための措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査を実施しなければならない。
2　知事は、前項の規定により把握した大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭の状況を公表しなければならない。
（平七条例三四・旧第九条繰上・一部改正）
（特別地域に係る公害防止の基本計画の策定）
第九条　知事は、公害の防止を図るために総合的な施策を講ずる必要があると認められる地域（以下「特別地域」という。）を指定し、当該特別地域において実施されるべき公害の防止に関する施策の基本計画を策定しなければならない。
2　知事は、前項の特別地域の指定及び基本計画の策定に当たつては、宮城県環境審議会（以下「審議会」という。）及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
3　知事は、第一項の基本計画を策定したときは、速やかに、関係市町村長に通知しなければならない。
（平六条例一三・一部改正、平七条例三四・旧第十三条繰上、平一二条例二八・一部改正）
（公害防止計画の作成及び実施）
第十条　知事は、前条第一項の基本計画に基づき、関係市町村と協力して、当該特別地域において実施すべき公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を作成し、その達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（平七条例三四・旧第十四条繰上・一部改正、平一一条例五八・一部改正）
（公害の防止に関する協定）
第十一条　知事は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断して、生活環境を保全するために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する者と公害の防止に関する協定の締結について協議するものとする。
2　前項の規定により知事から公害の防止に関する協定の締結について協議を受けた者は、誠意をもつてこれに対応し、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。
3　知事は、第一項の協定を締結するに当たつては、あらかじめ、当該工場又は事業場が所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。
（平七条例三四・追加）
（苦情の処理）
第十二条　知事は、公害に関する苦情について、市町村及び関係行政機関と協力して、その適切な処理に努めるものとする。
（平七条例三四・旧第十五条繰上・一部改正、平一一条例五八・一部改正）
（規制基準の定めがない公害に対する措置）
第十三条　知事は、規制基準の定めがない場合で、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
（平七条例三四・追加）
（援助）
第十四条　知事は、事業者又は県民が公害防止の施設を整備するため、必要と認めるときは、技術的な援助、資金のあつせん等に努めるものとする。

(平七条例三四・追加)
第三章　特定施設又は特定事業場に関する規制
(昭五六条例三五・平七条例三四・改称)
第一節　規制基準
(平七条例三四・節名追加)
(規制基準の設定)
第十五条　知事は、特定施設又は特定事業場に係る公害を防止するために必要な規制基準を規則で定める。
2　知事は、前項の規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
(昭五六条例三五・一部改正、平七条例三四・旧第十六条繰上・一部改正)
(規制基準の遵守義務)
第十六条　特定施設を設置している者は、前条第一項の規定により定める規制基準を遵守しなければならない。

(昭五六条例三五・一部改正、平七条例三四・旧第十七条繰上)
第二節　大気の汚染に関する規制
(平七条例三四・節名追加)
(特定施設の設置の届出)
第十七条　ばい煙又は粉じん(以下「ばい煙等」という。)に係る特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業場の名称及び所在地
三　特定施設の種類
四　特定施設の構造
五　特定施設の使用の方法(粉じんに係る特定施設にあつては、使用及び管理の方法)
六　ばい煙に係る特定施設にあつては、ばい煙の処理の方法
七　その他規則で定める事項
2　前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
(平七条例三四・旧第十八条繰上・一部改正)
(経過措置)
第十八条　一の施設がばい煙等に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(平七条例三四・旧第十九条繰上・一部改正)
(構造等の変更の届出)
第十九条　第十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
2　第十七条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(平七条例三四・旧第二十条繰上・一部改正)
(計画変更命令等)
第二十条　知事は、第十七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造、特定施設の使用若しくは管理の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十七条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
2　前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
(平七条例三四・旧第二十一条繰上・一部改正)
(実施の制限)
第二十一条　第十七条第一項又は第十九条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、特定施設の使用若しくは管理の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。
2　知事は、第十七条第一項又は第十九条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(平七条例三四・旧第二十二条繰上・一部改正)
(氏名の変更等の届出)
第二十二条　第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（平七条例三四・旧第二十三条繰上・一部改正）
（承継）
第二十三条　第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前二項の規定により第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（平七条例三四・旧第二十四条繰上・一部改正、平一二条例一三六・一部改正）
（改善命令等）
第二十四条　知事は、特定施設から発生し、及び排出され、若しくは飛散するばい煙等が、規制基準に適合しないと認めるとき、又は当該規制基準に適合しないばい煙等を発生させ、及び排出し、若しくは飛散させるおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等を発生させ、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて特定施設の構造、特定施設の使用若しくは管理の方法若しくはばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。
2　前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。
3　前二項の規定は、第十八条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、同項に規定する特定施設となつた日から六月間は、適用しない。
（平七条例三四・旧第二十五条繰下・一部改正）
（測定義務）
第二十五条　ばい煙に係る特定施設からばい煙を発生させ、及び排出する者は、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙の量又は濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
（平七条例三四・追加）
第三節　水質の汚濁に関する規制
（平七条例三四・追加）
（特定施設の設置の届出）
第二十六条　汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）に係る特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業場の名称及び所在地
三　特定施設の種類
四　特定施設の構造
五　特定施設の使用の方法
六　汚水等の処理の方法
七　排出水の汚染状態及び量
八　その他規則で定める事項
2　前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
（平七条例三四・追加）
（経過措置）
第二十七条　一の施設が汚水等に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（平七条例三四・追加）
（構造等の変更の届出）
第二十八条　第二十六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十六条第一項第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
2　第二十六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（平七条例三四・追加）
（計画変更命令等）
第二十九条　知事は、第二十六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定事業場から排出される排出水が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第二十六条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
2　前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
（平七条例三四・追加）

（実施の制限）
第三十条　第二十六条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。
2　知事は、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
（平七条例三四・追加）
（氏名の変更等の届出）
第三十一条　第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（平七条例三四・追加）
（承継）
第三十二条　第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前二項の規定により第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（平七条例三四・追加、平一二条例一三六・一部改正）
（改善命令等）
第三十三条　知事は、特定事業場から排出される排出水が、規制基準に適合しないと認めるとき、又は規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、当該排出水を排出する者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。
2　前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。
3　前二項の規定は、第二十七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る工場又は事業場については、同項に規定する特定施設となつた日から六月間は、適用しない。ただし、同項に規定する特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。
（平七条例三四・追加）
（測定義務）
第三十四条　汚水等に係る特定事業場から排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該特定事業場に係る排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
（平七条例三四・追加）
第四節　騒音及び振動に関する規制
（平七条例三四・追加）
（特定施設の設置の届出）
第三十五条　工場又は事業場（騒音又は振動（以下「騒音等」という。）に係る特定施設が設置されていないものに限る。以下この節において同じ。）に、騒音等に係る特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業場の名称及び所在地
三　特定施設の種類ごとの数（振動に係る特定施設にあつては、種類及び能力ごとの数）
四　騒音等の防止の方法
五　特定施設の使用の方法
六　その他規則で定める事項
2　前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
（平七条例三四・追加）
（経過措置）
第三十六条　一の施設が騒音等に係る特定施設となつた際現に工場又は事業場にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（平七条例三四・追加）
（特定施設の数等の変更等の届出）
第三十七条　第三十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定事業場において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2　第三十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定事業場に設置している特定施設以外の施設(設置の工事がされている施設を含む。以下この項において同じ。)が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、第三十五条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
3　第三十五条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。
(平七条例三四・追加)
(計画変更勧告)
第三十八条　知事は、第三十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定事業場において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
(平七条例三四・追加)
(実施の制限)
第三十九条　第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の種類若しくは能力ごとの数、騒音等の防止の方法若しくは特定施設の使用の方法の変更をしてはならない。
2　知事は、第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(平七条例三四・追加)
(氏名の変更等の届出)
第四十条　第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定事業場に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(平七条例三四・追加)
(承継)
第四十一条　第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定事業場に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定事業場に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前二項の規定により第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(平七条例三四・追加、平一二条例一三六・一部改正)
(改善勧告、改善命令等)
第四十二条　知事は、特定事業場から発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定事業場の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
2　知事は、第三十八条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
3　第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。
4　第一項及び第二項の規定は、第三十六条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定事業場については、同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、その者が第三十七条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。
(平七条例三四・追加)
第五節　悪臭に関する規制
(平七条例三四・追加)
(特定施設の設置の届出)
第四十三条　悪臭に係る特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業場の名称及び所在地
三　特定施設の種類
四　特定施設の構造
五　特定施設の使用及び管理の方法

六　悪臭の防止の方法
七　その他規則で定める事項
2　前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
（平七条例三四・追加）
（経過措置）
第四十四条　一の施設が悪臭に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（平七条例三四・追加）
（構造等の変更の届出）
第四十五条　第四十三条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第四十三条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（平七条例三四・追加）
（計画変更命令等）
第四十六条　知事は、第四十三条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造、特定施設の使用若しくは管理の方法若しくは悪臭の防止の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第四十三条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
2　前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
（平七条例三四・追加）
（実施の制限）
第四十七条　第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、特定施設の使用若しくは管理の方法若しくは悪臭の防止の方法の変更をしてはならない。
2　知事は、第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
（平七条例三四・追加）
（氏名の変更等の届出）
第四十八条　第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第四十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（平七条例三四・追加）
（承継）
第四十九条　第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前二項の規定により第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（平七条例三四・追加、平一二条例一三六・一部改正）
（改善勧告、改善命令等）
第五十条　知事は、特定事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しないことによりその特定事業場の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、特定施設の構造、特定施設の使用若しくは管理の方法又は悪臭の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。
2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、特定施設の構造、特定施設の使用若しくは管理の方法若しくは悪臭の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。
3　第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。
4　第二項の規定は、第四十四条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る工場又は事業場については、同項に規定する特定施設となつた日から一年間は、適用しない。ただし、同項に規定する特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。
（平七条例三四・追加）
第四章　地下水の採取に関する規制

(平七条例三四・追加)
(地域の指定)
第五十一条　知事は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものを地下水採取規制地域として指定するものとする。
2　知事は、前項の規定により地下水採取規制地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
3　第十五条第二項の規定は、第一項の規定による地下水採取規制地域の指定について準用する。
4　知事は、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域において、市町村と協力して、代替水源の確保に努めるものとする。
(平七条例三四・追加、平一一条例五八・一部改正)
(揚水設備の設置等の届出)
第五十二条　地下水採取規制地域内において、揚水設備(動力を用いて地下水(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための設備であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が六平方センチメートルを超えるもの(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。)をいう。)を設置し地下水を採取しようとする者及び既設の揚水設備により新たに地下水を採取しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　揚水設備の設置の場所
三　揚水設備の構造
四　揚水設備の使用の方法
五　その他規則で定める事項
2　前項の規定による届出には、当該揚水設備の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
(平七条例三四・追加)
(経過措置)
第五十三条　一の地域が地下水採取規制地域となつた際現にその地域において揚水設備により地下水を採取している者(採取のため揚水設備の設置の工事をしている者を含む。)は、当該地域が地下水採取規制地域となつた日から三十日以内に、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(平七条例三四・追加)
(構造等の変更の届出)
第五十四条　第五十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
2　前項の規定は、前条第一項の規定による届出について準用する。
3　第五十二条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。
(平七条例三四・追加)
(計画変更命令等)
第五十五条　知事は、第五十二条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揚水設備が規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準(以下「構造等基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る揚水設備の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第五十二条第一項の規定による届出に係る揚水設備の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
2　知事は、前条第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揚水設備により採取する地下水の状況、代替水源の状況、当該地域の地盤の沈下の状況その他の理由により、地下水の採取量を減少させ、又は他の水源からの水の供給を受けさせることが適当であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る揚水設備の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。
3　前二項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
(平七条例三四・追加)
(実施の制限)
第五十六条　第五十二条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水設備を設置し、又はその届出に係る揚水設備の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。
2　知事は、第五十二条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(平七条例三四・追加)
(氏名の変更等の届出)
第五十七条　第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五十二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る揚水設備の使用を廃止した

ときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(平七条例三四・追加)
(承継)
第五十八条　第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前二項の規定により第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(平七条例三四・追加、平一二条例一三六・一部改正)
(措置勧告、措置命令等)
第五十九条　知事は、地下水採取規制地域における地盤の沈下の状況、地下水の状況等から総合的に判断して、地下水の採取を制限しなければ地盤の沈下が更に進行し、又は地盤の沈下が発生するおそれが著しいと認めるときは、当該地域において揚水設備により地下水を採取している者に対し、期限を定めて、当該揚水設備に係る地下水の採取量を削減し、又は水源を転換すべきことを勧告することができる。
2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項に規定する措置をとることを命ずることができる。
3　第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。
(平七条例三四・追加)
(測定義務)
第六十条　地下水採取規制地域内において揚水設備により地下水を採取する者のうち規則で定めるもの(次項において「採取者」という。)は、規則で定めるところにより、当該揚水設備に係る地下水採取量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
2　採取者は、前項の規定による測定結果を、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
3　前二項の規定は、第五十三条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る揚水設備については、同項に規定する地下水採取規制地域となつた日から六月間は、適用しない。
(平七条例三四・追加)
第五章　都市型及び生活型公害等の抑制
(平七条例三四・章名追加)
第一節　深夜営業騒音に関する規制
(平七条例三四・節名追加)
(飲食店営業等に係る音量制限等)
第六十一条　飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)を営む者は、午後十時から翌日の午前六時までの間においては、当該営業を営むことによつて発生する騒音について、規則で定める規制基準を遵守しなければならない。
2　第十五条第二項の規定は、前項の規定による規制基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。
(昭五六条例三五・追加、平七条例三四・旧第二十七条繰下・一部改正)
(深夜における音響機器の使用禁止等)
第六十二条　飲食店営業等を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間においては、規則で定める区域内にある営業所において、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が外部に漏れない営業所においては、この限りでない。
2　第十五条第二項の規定は、前項の規定による区域を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。
(昭五六条例三五・追加、平七条例三四・旧第二十八条繰下・一部改正)
(利用者の責務)
第六十三条　飲食店営業等の営業所を利用する者は、その利用に際し、騒音を発生させることにより夜間における周辺の静穏を損なうことのないように努めなければならない。
(昭五六条例三五・追加)
(改善勧告、改善命令等)
第六十四条　知事は、飲食店営業等を営む者が第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反することにより、その営業所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止を勧告し、又は期限を定めて施設の改善若しくは使用の方法の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、同項に規定する事態を除去するために必要な限度において、同項の規定する違反行為の停止を命じ、又は期限を定めて同項に規定する措置をとることを命ずることができる。
3　第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。

4　第六十一条第一項の規定に違反する場合における第一項及び第二項の規定は、一の営業が飲食店営業等となつた際現にその営業を営んでいる者については、当該営業が飲食店営業等となつた日から六月間は、適用しない。
（昭五六条例三五・追加、平七条例三四・旧第三十条繰下・一部改正）
第二節　屋外燃焼行為の制限等
（平七条例三四・追加）
（屋外燃焼行為の制限）
第六十五条　何人も、みだりに、ゴム、硫黄、石油ピッチ、皮革、合成樹脂その他燃焼の際著しいばい煙、有害ガス又は悪臭を発生するおそれのある物を屋外において多量に燃焼させてはならない。
（平七条例三四・追加）
（燃焼施設を使用する事業者の義務）
第六十六条　ボイラー、乾燥炉等の燃焼施設を使用する事業者は、大気の保全を図るため、良質な燃料の使用及び適切な燃焼管理を行い、硫黄酸化物、窒素酸化物等による汚染の負荷の低減に努めなければならない。
（平七条例三四・追加）
（自動車等の使用者等の義務）
第六十七条　自動車等の使用者等は、適正な運転をし、必要な整備を行うこと等により、排出ガスによる汚染の負荷及び騒音の大きさの低減に努めなければならない。
（平七条例三四・追加）
（有害物質の地下浸透の禁止）
第六十八条　何人も、カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて規則で定めるもの又はこれらを含む液体を地下に浸透させてはならない。
（平七条例三四・追加）
（生活排水排出者の義務）
第六十九条　何人も、生活排水を排出するときは、公共用水域の水質の保全を図るため、必要な施設整備を進める等生活排水による汚濁の負荷の低減に努めなければならない。
（平七条例三四・追加）
（拡声機の使用制限）
第七十条　何人も、商業宣伝を目的として屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するときは、その使用の時間、場所及び方法並びに音量について規則で定める基準を遵守しなければならない。
（昭五六条例三五・旧第二十七条繰下、平七条例三四・旧第三十一条繰下）
（近隣の静穏保持義務）
第七十一条　何人も、日常生活において、みだりに騒音を発生させることのないように自ら配慮し、近隣の静穏を損なうことのないように努めなければならない。
（昭五六条例三五・追加、平七条例三四・旧第三十二条繰下）
第六章　雑則
（平七条例三四・旧第五章繰下）
（報告及び検査）
第七十二条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置している者に対し、その特定施設の状況、ばい煙若しくは汚水等の処理の方法、粉じんの管理の方法、騒音等若しくは悪臭の防止の方法その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、帳簿書類、特定施設その他の物件を検査させることができる。
2　知事は、この条例の施行に必要な限度において、揚水設備を設置し、地下水を採取している者に対し、揚水設備の稼働の状況、構造その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、揚水設備を設置している土地、揚水設備を管理するための施設等に立ち入り、帳簿書類、揚水設備その他の物件を検査させることができる。
3　知事は、この条例の施行に必要な限度において、飲食店営業等を営む者に対し、その営業所の施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飲食店営業等を営む者の営業所に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類、音響機器その他の物件を検査させることができる。
4　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
（昭五六条例三五・旧第三十一条繰下・一部改正、平七条例三四・旧第三十五条繰下・一部改正）
（委任）
第七十三条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（昭五六条例三五・旧第三十二条繰下、平七条例三四・旧第三十六条繰下）
第七章　罰則
（平七条例三四・旧第六章繰下）
第七十四条　第二十条第一項、第二十四条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十二条第二項、第四十六条第一項、第五十条第二項、第五十五条第一項若しくは第二項又は第五十九条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
（平七条例三四・追加）
第七十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一　第十七条第一項、第十九条第一項、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第三十五条第一項、第三十七条

第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第六十四条第二項の規定による命令に違反した者
(平七条例三四・追加)
第七十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一　第十八条第一項、第二十七条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項、第四十四条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第二十一条第一項、第三十条第一項、第三十九条第一項、第四十七条第一項又は第五十六条第一項の規定に違反した者
三　第七十二条第一項、第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(平七条例三四・追加)
第七十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
(昭五六条例三五・旧第三十六条繰下、平七条例三四・旧第四十条繰下)
附則
(施行期日)
1　この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三章、第二十七条及び第六章(第三十五条第三号に係る部分を除く。)の改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和四六年規則第六六号で、同条例第三章、第二十七条及び第六章(第三十五条第三号に係る部分を除く。)の改正規定は昭和四六年九月一七日から施行)
(経過措置)
2　この条例の施行前に改正前の公害防止条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいてなされた届出、命令その他の行為は、改正後の公害防止条例(以下「新条例」という。)に相当規定がある場合には、当該規定に基づいてなされたものとみなす。
3　この条例の施行前に旧条例第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者については、新条例第二十一条及び第二十二条の規定は、適用しない。
4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則(昭和五六年条例第三五号)
この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。
附則(平成六年条例第一三号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成六年八月一日から施行する。
附則(平成七年条例第三四号)
(施行期日)
1　この条例は、平成七年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(第五十一条に係る部分に限る。)並びに第二十五条の次に三節並びに一章及び章名を加える改正規定(第五十一条に係る部分に限る。)は公布の日から、目次の改正規定(第四章に係る部分(第五十一条に係る部分を除く。)に限る。)、第二十五条の次に三節並びに一章及び章名を加える改正規定(第四章に係る部分(第五十一条に係る部分を除く。)に限る。)、第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加え、同条を第七十二条とする改正規定(第七十二条第二項に係る部分に限る。)並びに第四十条を第七十七条とし、同条の前に三条を加える改正規定(第七十四条(第五十五条第一項及び第二項並びに第五十九条第二項に係る部分に限る。)、第七十五条第一号(第五十二条第一項及び第五十四条第一項に係る部分に限る。)並びに第七十六条第一号(第五十三条第一項に係る部分に限る。)、第七十六条第二号(第五十六条第一項に係る部分に限る。)及び第七十六条第三号(第七十二条第二項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)は平成八年一月一日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行前に改正前の公害防止条例の規定に基づいてなされた届出、命令その他の行為は、改正後の公害防止条例に相当規定がある場合には、当該規定に基づいてなされたものとみなす。
3　平成七年十二月三十一日までに宮城県地盤沈下防止対策要綱(昭和四十九年宮城県告示第七百七十六号。以下「要綱」という。)第六条の規定に基づいてなされた届出のうち知事の同意を得たもの又は要綱第七条第一項若しくは要綱第八条の規定に基づいてなされた届出は、改正後の公害防止条例第五十三条第一項の規定に基づいてなされたものとみなす。
4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則(平成一一年条例第五八号)
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附則(平成一二年条例第二八号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項中目次の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一二年条例第一三六号)
この条例は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。
(施行の日＝平成一三年四月一日)
附則(平成一四年条例第二〇号)
(施行期日)
1　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の際改正前の別表三の項の中欄に掲げる事務に係る条例又は規則(以下「条例等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては改正後の別表三の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。
附則(平成一五年条例第二〇号)
(施行期日)
1　この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の際改正前の別表六の項の中欄に掲げる事務に係る条例又は規則(以下「条例等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては改正後の別表六の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。
附則(平成一七年条例第三七号)
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
附則(平成一七年条例第一〇二号)
この条例は、平成十七年十月一日から施行する。
附則(平成一七年条例第一七〇号)
この条例は、平成十八年一月一日から施行する。
附則(平成一八年条例第一九号)
この条例は、平成十八年三月三一日から施行する。
附則(平成一八年条例第二一号)
（施行期日）
1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際改正後の公害防止条例別表第三の項、四の項及び六の項の中欄に掲げる事務に係る条例若しくは規則（以下「条例等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては同表三の項、四の項及び六の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及びその執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。
附則(平成一九年条例第二六号)
（施行期日）
1　この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際改正後の公害防止条例別表第三の項、四の項及び六の項の中欄に掲げる事務に係る条例若しくは規則（以下「条例等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては同表三の項、四の項及び六の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及びその執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。
附則(平成一九年条例第一〇一号)
（施行期日）
1　この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
附則(平成一九年条例第一〇二号)
（施行期日）
1　この条例は、平成二十年四月一日から施行する。